

定 款

特定非営利活動法人
チャイルド広場

特定非営利活動法人 チャイルド広場 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 チャイルド広場 という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を千葉県浦安市猫実2丁目19番2号第二田中荘101号室に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、乳幼児から学童までの子どもとその親を対象とした集団遊び、スポーツを通し、地域における子育てを支援し、心身ともに健全な子どもの育成を図ること、地域にスポーツや文化を通して社会教育の推進を図ること、また地域における市民活動の運営を援助することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（平成10年法律7号以下「法」という。）第2条別表一に定める「保険、医療又は福祉の増進を図る活動」、二に定める「社会教育の推進を図る活動」、四に定める「文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」、十一に定める「子どもの健全育成を図る活動」また、十二に定める「前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業 ①親子体操 ②遊び塾 ③スイミング ④その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令又はこの法人の定款及び規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 この法人は、既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員等

(種 別)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は、理事会において選任し、総会に報告する。

2 理事長及び副理事長は、理事会において理事の互選とする。

3 法第21条により役員のうち、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当するものは役員になることができない。

5 監事は、総会にて選任、解任する。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

7 理事長は、特に専門的能力を有するものを顧問として推薦し、理事会の承認を経たとき、特別に置くことができる。

(職 務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事長は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況、又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。但し、特段の事由がない限り再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者は現任者の任期の残任期間とする。
- 3 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったとき、理事においては、理事会において出席した理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。また、監事においては、総会において出席した正会員総数の過半数の議決により、これを解任することができる。この場合その理事若しくは監事に対し、議決する前に弁明の機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員として相応しくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総 会

(種 別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解 散
- (3) 合 併
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 監事の選任又は解任

(開 催)

- 第23条 通常総会は毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

- 第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び2号の規定による請求があったときは、そ

の日から28日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。この場合において議長が選任されるまでの仮議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議決は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない事由のために総会に出席できない正会員はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は前2条及び次条第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、この法人と正会員との関係につき議決する場合においては、その正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること）。
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 理事の選任及び解任
- (3) 役員職務及び報酬
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) その他この法人を運営するに必要な事項

(開催)

第32条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 現理事の総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により監事より招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。但し、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要と認めて招集するときは、事前通知の期日はこの限りではない。

(議 長)

第34条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(議 決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定により予め通知した事項とする。

但し、議事が緊急を要するもので、出席した理事総数の3分の2以上の同意があった場合にはこの限りではない。

- 2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は平等とする。

- 2 やむを得ない事由により理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、この法人と理事との関係につき議決する場合においては、その理事はその議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席理事数、出席者名（書面表決者による場合は氏名）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及びその会場で選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産と、収益事業に関する資産の2種類とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て理事長が定めるものとする。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する会計と収益事業に関する会計の2種類とする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画及び収支予算は、各事業年度ごとに理事長がこれを作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過または予算外の収入支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後に速やかに理事長が作成し、監事の監査を受けて総会の承認を経なければならない。

2 決算上、余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更・解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数の議決を経、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければならない。

(解 散)

第51条 この法人は次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする非営利活動に係わる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による認証の取り消し
- 2 前項第1号により法人が解散するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 同条第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(清算人の選任)

第52条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による場合を除く）したときに残存する財産は法第11条第3項に掲げるもののうち解散の総会で定める者に譲渡する。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければならない。

第9章 公告の方法

(公告)

第55条 この法人の公告は、官報に掲載して行うものとする。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

- 第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため事務局を置く。
- 2 事務局には事務局長その他の職員を置く。
 - 3 事務局長その他の職員は理事長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

- 第57条 この定款の施行について必要な細則は理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款はこの法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の成立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず次に掲げるものとする。

理事長	石津 伸	副理事長	奥山則子
副理事長	久保田裕子	監事	永濱正子
- 3 この法人成立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人が設立した日から平成14年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平

成13年3月31日までとする。

- 6 この法人の成立当初の会費は第8条の規定にかかわらず次のとおりとする。
- | | | | |
|-----|---------|------|----------|
| 正会員 | 月額2500円 | 賛助会員 | 正会員に準じる額 |
|-----|---------|------|----------|

附 則

1. この定款の一部変更は所轄庁の認証を得た日より施行する。
1. この定款第2条は、平成17年11月1日、主たる事務所移転により変更する（法上の軽微な事項に該当）。

(写し)

原本と相違ない事を証し



NPO法人 チャイルド広場

〒279-0004 浦安市浜実2-19-2-101
TEL 047-305-0881 FAX 047-305-0882

理事長 石津 伸

